

【後期第3問】

平成26年10月19日、借金の返済に追われていた甲はその友人4名とA方に侵入して金品を強奪するという強盗の共謀を行った。

そして2日後の10月21日、甲とその友人4名は日本刀などの凶器をそれぞれ準備して午前1時半ごろA方の屋内に侵入した。甲と他の1名は奥の部屋で寝ているAの長男Bを起こし、甲が所持していた日本刀をBの首元に突き付けて、「静かにしてろよ。抵抗したら命はないぞ。」などと脅迫した。その他の3名はその隣の部屋で就寝中のAとその妻Cを起こし、所持していた匕首や出刃包丁をAの首元に突き付けて、「金目のものはどこにある。早く教えろ。」などとまくし立ててAとCを脅迫し、反抗を抑圧し金員を強奪しようとしていた。自らの命に危険を感じたAは、さらに隣の部屋にある金庫に200万円と宝石が入っていることを告げ、その暗証番号も教えた。それを聞いて甲とその他一人は金庫へ、残りの三人のうち一人はAらの見張りをし、残りの二人は他の部屋に金目のものを探しに行った。そこで甲らが金庫にくぎ付けになっているのを利用して、その隙にAとCは助けを求めて戸外へと脱出した。Aらが逃げたことにすぐさま気づいた甲の共犯者たちは、まだ金員の奪取は達成していなかったけれども、逮捕されることを恐れてA方から逃げることにした。そして共犯者たちが逃げていったことに気付いた甲は、自分も逃走を始めたところ、後ろからBが追ってきているのに気付いた。

それから30分後、甲はBをまいたが走り続けて息が切れていた甲は通りがかった公園で休むことにしたが、甲を未だ探し続けていたBに発見されてしまった。まだ体力が回復していなかった甲は「もう逃げ切れない」と思い逮捕を覚悟したが、Bが一人であつ周囲に人影が一切ないことに気づき、「ここでBを殺せば逃げ切れる」と考え、所持していた日本刀を下腹部に突き刺し、Bを死に至らしめた。

また甲らが金品の物色をしていた際に二階には次男のDが眠っていたが、甲らはその存在を認識していなかった。しかしながら、甲らの存在に気づき恐ろしくなったDは屋根伝いに逃亡しようと試み、その際に着地に失敗して全治1か月の傷害を負っていた。

甲の罪責を論ぜよ。

参考判例：最高裁判所昭和24年5月28日判決